

第1部

総説

第1章 東広島市の環境施策の概要

第2章 環境を取り巻く情勢



写真：赤瓦と田園



第1章 東広島市の環境施策の概要

第1節 東広島市環境基本計画および環境白書の位置付け

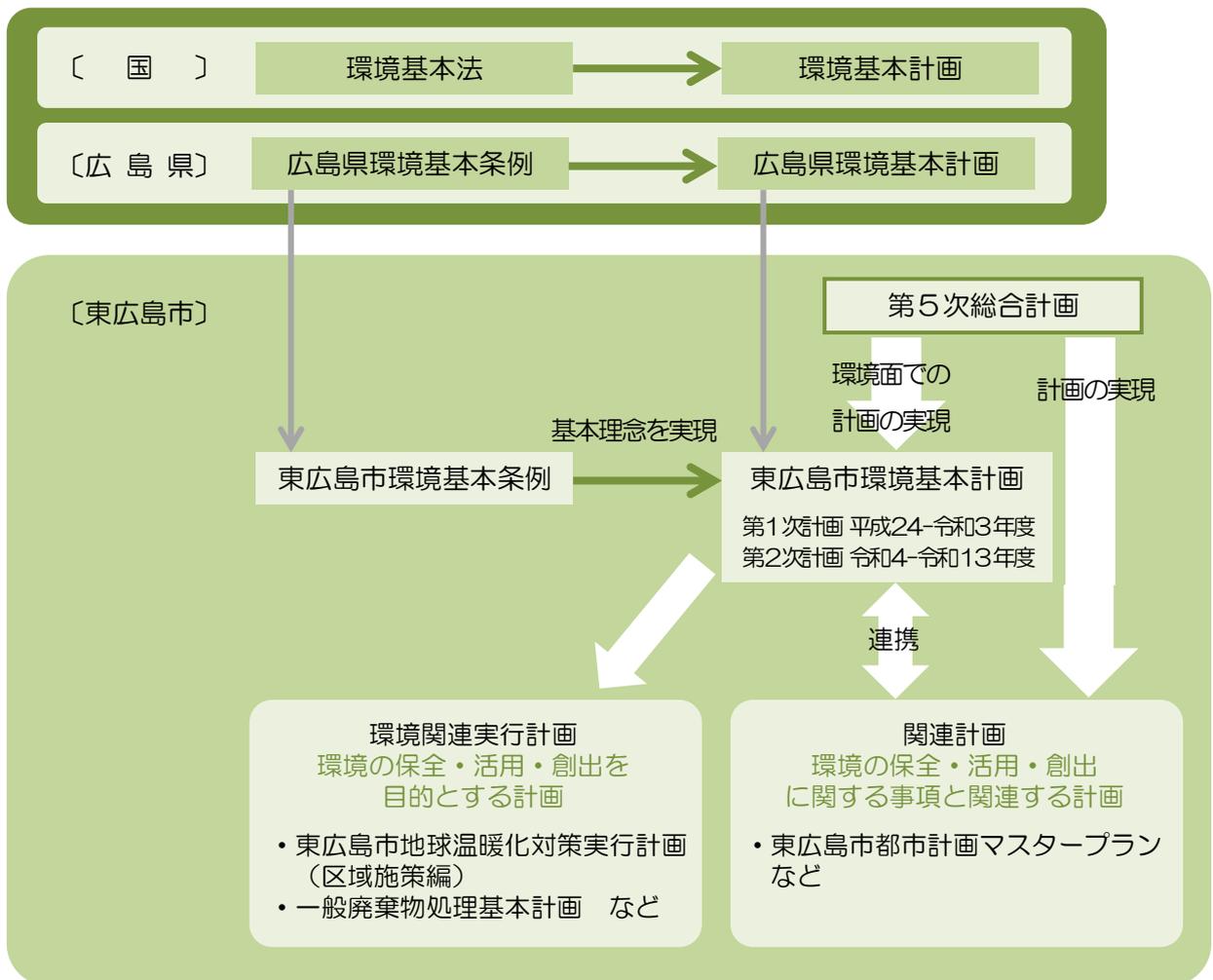
(1) はじめに

東広島市の環境（環境白書）《環境に関する年次報告》は、東広島市環境基本条例に基づき、市内の環境の状況や市が取り組む環境保全に関する施策等について取りまとめた年次報告書に位置付けられるものです。2023年（令和5年）版では、令和4年度における第2次東広島市環境基本計画の取り組み状況について、取りまとめています。

(2) 東広島市環境基本計画の位置付け

本市では、平成24(2012)年3月に、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創出に関する基本的な方針を示すマスタープランとして、東広島市環境基本計画（以下、第1次東広島市環境基本計画）を策定し、10年間、各種環境施策を実施してきました。

現在、第1次東広島市環境基本計画の計画期間の満了に伴い、令和4年度より第2次東広島市環境基本計画として改訂を行いました。この計画は、持続可能な社会の実現に向け、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を取り入れ、脱炭素社会の形成や、AI/IoT等デジタル技術の発達など、近年の社会的動向を踏まえたものとなっています。

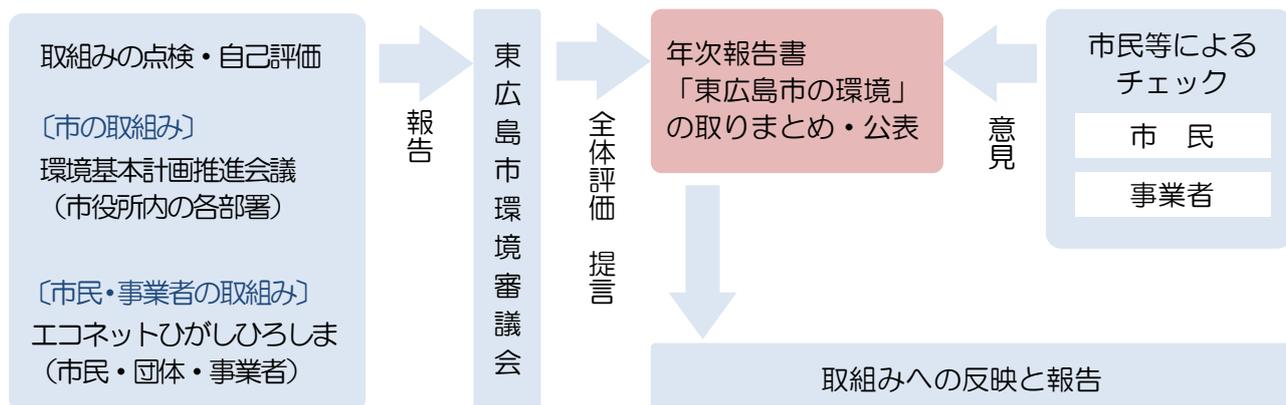


(3) 東広島市の環境（環境白書）《環境に関する年次報告》の位置付け

環境白書は、東広島市環境基本計画に基づく市・市民・事業者の取組みについて、設定した評価項目により点検・評価したものを取りまとめたものです。

環境の現状と対策を取りまとめた環境データ集と併せて、それらを体系的にとりまとめました。

(参考) 環境基本計画の進行管理の手順



■ 東広島市環境基本計画の理念（東広島市環境基本条例 第3条）

- 1 環境の保全及び創出は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、及び人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創出は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創出に関する行動が市、市民及び事業者の公平な役割分担及び協働の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての日常生活及び事業活動において着実に推進されなければならない。



第2節 環境白書の構成

2023年（令和5年）版は、第2次東広島市環境基本計画に示した3つの望ましい環境像と、それぞれの取組みの柱ごとに取組み内容を取りまとめています。

環境基本計画の取組みの体系

市民一人ひとりがふるさと
の環境を
まもり
はぐくみ
つたえる
まち
「全体の目標像」

1 豊かな自然環境と共生した快適に暮らせるまち

- 取組みの柱1 豊かな自然環境の保全と活用
- 取組みの柱2 緑あふれる美しい町並みの創出
- 取組みの柱3 水・水辺環境の保全・向上
- 取組みの柱4 良好な大気環境等の保全

2 身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち

- 取組みの柱1 脱炭素社会の形成（気候変動対策）
- 取組みの柱2 資源循環型社会の形成
- 取組みの柱3 広域的・国際的取組みの展開

3 環境を守り・伝える心と活動を育むまち

- 取組みの柱1 環境教育・環境学習の推進
- 取組みの柱2 環境情報の充実
- 取組みの柱3 市民・事業者等の環境保全活動の促進

■東広島市の環境（環境白書）《環境に関する年次報告》 2023年（令和5年）版の構成

第1部

総説

- ◆東広島市環境基本計画や東広島市の環境（環境白書）に関する基本的事項をまとめています。
- ◆環境を取り巻く情勢についてまとめています。

第2部

第2次東広島市環境基本計画における市・市民・事業者の取組み

- ◆取組みの方向性：2次計画で示した方向性を示しています。
- ◆各主体共通の目標に対する実績
：令和4年度の市・市民・事業者の取組みをまとめています。目標の現状値や、達成状況を示しています。
- ◆現状と課題：上記を踏まえた方向性を示しています。
- ◆審議会での意見・提言等：環境審議会が出た意見や提言について掲載しています。

第3部

資料編

- ◆環境データ：本市に関する各種環境データを取りまとめています。掲載しきれなかったデータは、順次、市のオープンデータサイトに掲載する予定です。
- ◆環境基準・規制基準：大気、水質、土壌、騒音・振動および悪臭に関する基準をまとめています。

第1部第2章 環境を取り巻く情勢

第1節 「ゼロカーボンシティひがしひろしま」の実現に向けて

■地球温暖化対策に関する近年の動向とゼロカーボンシティひがしひろしま

地球温暖化は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、現代の最も重要な環境問題の一つとされています。平成27年のCOP21では、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す「パリ協定」が採択され、地球規模の気候変動に対する国際的な枠組みが成立しました。国内では、令和2年10月に首相が所信表明演説において、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しています。

また、令和3年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の2030年度（令和12年）時点での削減目標を、2013年度（平成25年度）比46%に引き上げるなど、脱炭素社会の形成に向けた取組みが、国の内外を問わず加速化しています。

本市はこれまで、「東広島市環境基本計画」等の各種計画に基づき、市内の豊かな自然環境の保全と活用を図りつつ、地球規模の環境問題等に対応できる次世代環境都市の構築に取り組んできました。こうした中、令和4年3月7日に「東広島市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して、市民・事業者と協働して取り組むことを宣言しました。右のロゴマークはこの宣言の象徴となるもので、ロゴを形成する5つのパズルピースは、産業・学術・金融・官公庁と市民を表し、市全体でカーボン（C）をゼロ（O）にする脱炭素社会を目指す姿勢を表現しています。



■温室効果ガス排出量に関わる東広島市の現況

本市における温室効果ガス排出量¹（集積回路製造業1社を除く）は、平成30年度時点で1,354千tとなっており、平成25年度の1,489千tから減少傾向にあります。そのうち270千tを産業部門が占めており、産業部門の脱炭素化が大きな課題となっています。また、家庭部門が占める割合は、265千tと大きくはないものの、本市の人口は平成17年以降一貫して増加傾向にあり、今後も増加する見込みとなっています。特に広島市の郊外という地域特性から持ち家世帯が増加しており、世帯単位でのエネルギー消費量への影響が大きくなっているため、家庭における創エネ・省エネへの取組みが求められています。

一方で、本市の再生可能エネルギーの導入容量²は、令和3年度時点で264,781kWと県内自治体中最大規模となっており、99%以上を太陽光発電由来のものが占めています。そのうち、住宅用を含む10kW未満の太陽光発電施設分は40,848kWと、県内第3位の導入容量となっており、市民レベルでの太陽光発電設備導入が進んでいることが分かります。しかし「ゼロカーボンシティひがしひろしま」の実現には、一層の温室効果ガス排出量の削減と、再生可能エネルギーの導入が必要です。

こうした状況を踏まえ、本市では、今年度、平成30年度に策定した「東広島市地球温暖化対策実行計画」を改定しました。新たな計画では、2050年ゼロカーボンシティ実現に向け、2030年度

¹ 「東広島市地球温暖化対策実行計画（R6.3）」による。数値は全てCO₂換算したもの。

² 環境省「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」による。



の温室効果ガス削減目標を従前の23.4%から46%以上に上方修正しました。

■ゼロカーボンシティ実現に向けた市の取組み

(1) 公共施設への省エネ・再エネ設備の導入

公共施設への再エネ設備の導入は、市域の脱炭素化に有効なだけではありません。公共施設は、災害時の防災拠点や避難施設としての機能も備えているため、設備導入により停電時にも自立稼働できる施設とすることで、地域全体の災害対応力の強化につながります。

令和2年2月、本市は地元企業等との共同出資により、地域新電力会社「東広島スマートエネルギー株式会社」を設立し、公共施設に低炭素な電力を供給することで脱炭素化を図るとともに、ESCO事業³による公共施設への省エネ設備の導入を進めています。令和5年度末時点で、中学校や庁舎など、計6か所の施設に太陽光発電設備や高効率空調の設置などを実施しており、施設の省エネ・再エネ導入により災害対応力の強化を図っています。今後、ESCO事業を計画的に実施することで、市内公共施設の脱炭素化を順次進めていく予定です。

また、令和4年7月には、本市は市役所本庁舎を初めとする5つの市有施設を対象に、照明を蛍光灯からLEDに交換し、施設の省エネ化を図りました。削減効果は総電力使用量の約1割となっています。

(2) 市内の脱炭素化への取組み支援

脱炭素化は、産業や経済活動だけでなく、日々の暮らしやライフスタイルに至るまで、あらゆる分野でのCO₂の削減が求められます。本市では、市民・事業者の省エネ・再エネ導入を支援するため、様々な取組みを行っています。

まず、家庭部門への支援として、住宅用太陽光発電設備等の設置に対する補助制度が挙げられます。平成21年の制度開始以来、令和4年度時点で3,336件の太陽光発電設備、840件の蓄電池の導入実績があり、令和5年度末現在は「スマートハウス化支援補助金」の名称で、蓄電池やV2H⁴の設置に対し、定額の補助金の交付を行っています。

また、市内事業者向けには、令和3年度に「スマートオフィス・スマートファクトリー化相談支援事業」を新たに開始しました。これは、事務所や工場に省エネ設備の導入を検討する事業者に対し、現状の省エネ診断調査から、調査結果に基づく改善メニューや活用できる補助制度の提案、更にその後の補助申請業務の代行に至るまでサポートするものです。令和4年度は21件の相談がありました。昨今の燃料価格の高騰等により、今後も相談件数の増加が見込まれるため、引き続き実施していきます。

その他、市内の新たな環境価値の創出として、国のJ-クレジット制度を活用した「カーボン・クレジット」の創出を進めています。これは、市内の森林等によるCO₂排出削減・吸収増加量を売買できるものです。クレジットを購入することで、排出削減が難しい業種でも削減目標を達成することが可能となるほか、既存の環境資源の活用により新たな経済的価値を生み出すことができます。

来たる脱炭素社会は、環境への負荷を減らしつつも、健全な経済活動による持続的な発展ができる社会でなければなりません。豊かな自然と住み良い都市環境が調和した良好な環境を、守り・育み、後世に継承できるよう、市・市民・事業者が一体となって取り組むことが求められています。

³ Energy Service Company 事業の略。省エネルギー改修等により、減価償却費用等のコスト削減を行う事業。

⁴ Vehicle to home の略。電気自動車と家庭をつないで、双方の電力融通を可能とする充電設備のこと。